

## 卒業の認定について(全学科共通)

卒業認定・称号授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を次のように定め、ホームページ(HP)、学生便覧等で公表するとともに適切に実施している。

### <調理ベーシック科>

1. 調理の専門職に求められる基礎的な知識を学び、技術を習得し、実践できる。
2. 他者との協調のもとに行動でき、且つ協働作業に責任をもって取り組むコミュニケーション能力を有している。
3. 調理専門課程(1年制)での学修を基に、常に研鑽を積み、新たな問題や課題に対して積極的に取り組むことができる。

### <調理テクニカル科>

1. 調理の専門職に求められる知識を学び、技術を習得し、実践的に応用できる。
2. 他者との協調のもとに行動でき、且つ協働作業に責任をもって取り組むコミュニケーション能力を有している。
3. 調理専門課程(2年制)での学修を基に、常に研鑽を積み、新たな問題や課題に対して積極的に取り組むことができる。

### <スイーツ・カフェ科>

1. 製菓・製パンの専門職に求められる基礎的な知識を学び、技術を習得し、実践できる。
2. 他者との協調のもとに行動でき、且つ協働作業に責任をもって取り組むコミュニケーション能力を有している。
3. 調理専門課程(1年制)での学修を基に、常に研鑽を積み、新たな問題や課題に対して積極的に取り組むことができる。

### <パティシエテクニカル科>

1. 製菓・製パンの専門職に求められる基礎的な知識を学び、技術を習得し、実践的に応用できる。
2. 他者との協調のもとに行動でき、且つ協働作業に責任をもって取り組むコミュニケーション能力を有している。
3. 調理専門課程(2年制)での学修を基に、常に研鑽を積み、新たな問題や課題に対して積極的に取り組むことができる。

校長は所定の課程を修了したと認めた者に、卒業証書を授与する。

卒業については、卒業判定会議を開催し、成績・出席状況、資格要件に照らして総合的に判断し決定する。

## 学則より抜粋

(卒業)

第19条 校長は、所定の課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

調理専門課程(調理本科・調理ベーシック科・調理テクニカル科)及び調理高等課程(調理本科)を卒業した者は、調理師法に基づく調理師免許資格を取得することができる。